

2022年度 所定疾患施設療養費の公表

入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患（以下に記載）を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されます。

厚生労働省が定める基準に基づき、前年度の当施設における所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

対象となる所定の疾患

1. 肺炎
2. 尿路感染症
3. 带状疱疹
4. 蜂窩織炎

上記により治療を必要とする状態になった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行った場合に、1回に連続する10日を限度とし、月に1回に限り算定をします。

2022年度の算定状況

	尿路感染症		肺炎		带状疱疹		蜂窩織炎		合計	
	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数
4月	5	35	0	0	0	0	0	0	5	35
5月	4	25	0	0	0	0	0	0	4	25
6月	4	24	0	0	0	0	0	0	4	24
7月	3	24	1	2	1	6	1	7	6	39
8月	2	13	0	0	0	0	1	7	3	20
9月	2	14	0	0	0	0	1	5	3	19
10月	2	13	0	0	0	0	0	0	2	13
11月	2	14	0	0	1	6	0	0	3	20
12月	2	13	0	0	0	0	0	0	2	13
1月	2	17	0	0	1	7	0	0	3	24
2月	2	14	0	0	0	0	0	0	2	14
3月	1	7	0	0	0	0	1	8	2	15
合計	31	213	1	2	3	19	4	27	39	261

疾患別の主な治療内容

尿路感染症	尿検査、血液検査、抗生剤の点滴注射や内服等
肺炎	聴診、胸部レントゲン、血液検査、抗生剤の点滴注射や内服、喀痰吸引、酸素吸入等
带状疱疹	抗ウイルス薬や鎮痛剤の投与、軟膏塗布等
蜂窩織炎	血液検査、抗生剤の点滴注射や内服、抗菌薬による薬物療法等